

事 務 連 絡
平成25年3月15日

(社) 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局看護課

臨地実習に関する事項について

標記について、別添のとおり各都道府県看護行政担当あてに発出したので、御了知くださいますようお願いいたします。

事務連絡
平成25年3月15日

各都道府県看護行政担当 御中

厚生労働省医政局看護課

臨地実習に関する事項について

看護師等養成所における臨地実習の取扱いについては、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」（平成13年1月5日付け健政発第5号厚生省健康政策局長通知。以下「指導要領」という。）及び「看護師等養成所の運営に関する手引き」（平成13年1月5日付け健政看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知別添。以下「手引き」という。）において定められているところですが、臨地実習の要件について疑義が生じていることから、下記のとおり、その取扱いをあらためて周知いたします。

各都道府県におかれては、御了知いただきますとともに、貴管内の看護師等養成所への周知に関して御協力をお願いいたします。

記

1. 臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について

看護師等養成所における臨地実習については、実践能力を育成するためには、実習の事前準備や実習中あるいは実習後に振り返りを行うことが必要である等の観点から、平成23年3月に指導要領の一部を改正し、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習（以下「実践活動外学習」という。）の時間を臨地実習に含めて差し支えないこととし、併せて手引きの一部を改正し、実践活動外学習を行う場合には、各看護師等養成所が学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすることとしています。

なお、実践活動外学習として臨地実習に含めて差し支えないと考えられるものについては、「臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について」（平成24年6月14日付け厚生労働省医政局看護課事務連絡）でお示ししています。

2. 臨地実習における実習施設の要件について

手引きの第7の2において、「実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと」としていますが、これは各目的に応じた場所が確保されることが望ましいことを示したものであり、必ずしも専用である必要はないとしています。